

令和 7 年度
第 1 回郡山市少年センター運営協議会



日 時 令和 7 年 8 月 2 0 日 (水)
1 0 時 0 0 分 ~
場 所 郡山市役所 西庁舎
5 階 5 - 1 - 2 会議室

郡山市少年センター運営協議会委員名簿

任期：令和6年7月25日～令和8年7月24日

令和7年7月1日現在

期数	氏 名	推薦団体名	備 考
2期	三田 眞理子	郡山市社会福祉協議会	
1期	安齋 栄理子	県中教育事務所	
1期	嶋原 靖宏	郡山市小中学校長会	令和7年7月1日付委嘱
1期	江藤 大裕	郡山市PTA連合会	
2期	齋藤 恵	郡山警察署	
1期	高橋 健治	郡山北警察署	令和7年4月22日付委嘱
2期	宮本 桜子	福島家庭裁判所	
2期	瀧田 勉	郡山市補導員会	会長
3期	傳 お麗	郡山市青少年健全育成推進協議会	副会長
4期	菅野 晴彦	柳町自治会	

(敬称略)

第 次

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

① 令和6年度少年センター事業報告について

② 令和7年度少年センター運営方針・事業計画について

(2) 協議事項

青少年の諸問題について

4 そ の 他

5 閉 会

3 議 事

(1) 報告事項

① 令和6年度少年センター事業報告

開催月日	名 称	出席者数	備 考
4月	さくらまつり特別補導（4月5,7,8,11日）	19人	開成山公園他
5月5日	こどもまつり特別補導	5人	カルチャーパーク
5月21日	県南地区高等学校生活指導連絡協議会郡山支部 第1回支部会・総会	1人	所長出席 郡山萌世高校
5月25日	郡山市少年センター補導員研修会	36人	労働福祉会館
7月7・8日	鬼子母神まつり特別補導	8人	法現寺周辺(咲田)
7月12日	ふくやま夢花火関係団体連絡会議	1人	補導員会会長出席
7月17日	福島県少年センター連絡協議会総会	5人	郡山市役所
8月2・3日	うねめ祭り特別補導	6人	郡山駅前
8月3日	ふくやま夢花火特別補導	4人	阿武隈川河川敷
8月22日	第1回少年センター運営協議会	11人	出席委員6人 部長、次長、補佐他2人
9月27～29日	秋祭り特別補導（安積國造神社秋季例大祭）	11人	郡山駅周辺
10月17日	福島県少年センター連絡協議会補導員研修会	13人	相馬市民会館
11月20日	郡山市補導員会・白河市少年補導員連絡協議会情 報交換会	13人	白河市役所5階 正庁
11月22日	第47回福島県青少年健全育成推進大会	2人	表彰受賞者1名及び所長 パルセいいざか(福島市)
12月24日	クリスマス特別補導	2人	郡山駅周辺
1月6日	七日堂参り特別補導	4人	如寶寺周辺(堂前町)
2月	県南地区高等学校生活指導連絡協議会郡山支部 第3回支部会	書面開催	
3月10日	第2回少年センター運営協議会	11人	出席委員6人 部長、次長、補佐他2人

【街頭補導活動実施状況】

(令和6年4月～令和7年3月)

1 街頭補導実施状況

区分		午 後	下 校 時	夜 間	計	合 計	R 5
実施日数						196日	198日
実施回数		97 回	66 回	35 回		198回	199回
従事員数	(男)	40 人	121 人	99 人	260 人	775人	868人
	(女)	372 人	142 人	1 人	515 人		
補導少年数	(男)	1,135 人	907 人	131 人	2,173 人	5,388人	5,368人
	(女)	1,756 人	1,314 人	145 人	3,215 人		

※上記「補導少年数」には、「愛の一声」も含む。

2 補導少年行為別・学識別状況

学識 別 行為別	未就学 児童	学 生 ・ 生 徒				有職 少年	無職 少年	計	合 計	R 5
		小学生	中学生	高校生	その他					
飲酒								0	0	0
								0		
喫煙								0	0	2
								0		
乱暴・けんか								0	0	0
								0		
怠学								0	0	0
								0		
自転車二人乗り								0	0	0
								0		
自転車無灯火				3				3	3	42
								0		
その他								0	0	3
								0		
小 計	0	0	0	3	0	0	0	3	3	47
	0	0	0	0	0	0	0	0		
愛の一声	33	200	254	1,631	51	1		2,170	5,385	5,321
	28	146	245	2,724	72			3,215		
刑罰法令に 触れる行為								0	0	0
								0		
要保護								0	0	0
								0		
合 計	33	200	254	1,634	51	1	0	2,173	5,388	5,368
	28	146	245	2,724	72	0	0	3,215		

上段：男子 下段：女子 (人)

※「その他」の指導内容・・・西口駅前広場での自転車走行

② 令和 7 年度少年センター運営方針・事業計画

【令和 7 年度少年センター運営方針】

1 補導活動の実施

青少年の健全育成と非行防止を図るため、補導活動を実施する

- (1) 情報や調査に基づく不良環境個所の点検分析
- (2) 未成年者入場禁止場所等の点検調査
- (3) 愛の一声運動の実施
- (4) 特別補導（各種行事等）の実施
- (5) 補導員研修の実施
- (6) 他市少年センターとの連絡協調

2 社会環境浄化運動の推進

青少年をとりまく有害な社会環境の浄化活動を実施する

- (1) 有害な広告物等(チラシ)の点検、協力依頼を実施
- (2) 不良行為が起こり易い「たまり場」の点検調査

3 関係機関団体との連携

補導活動及び少年相談への対応のため、関係機関団体との連携を深め、協力体制を維持する

4 広報活動の推進

青少年の健全育成を図るため、WEB、広報紙、ポスター等による市民への啓発を図る

【令和7年度少年センター事業計画】

1 通常補導

〔平日午後〕	15:30	～	17:00	78回/年（4～7月7.5回/月、8月～3月6回/月）
〔下校時〕	16:00	～	17:30	48回/年（4～7月6回/月、8月～3月3回/月）
〔土・日〕	15:30	～	17:00	18回/年（1.5回/月）
〔夜間〕	18:30	～	20:00	24回/年（3回/月、8月～3月1.5回/月）
計				168回/年（4～7月週4回、8月～3月週3回）

2 特別補導・研修・会議等

月	特別補導活動	研 修 ・ 会 議 等
4月	さくらまつり補導	
5月	こどもまつり補導	第1回県南地区高等学校生活指導協議会
6月		
7月	鬼子母神まつり補導	福島県少年センター連絡協議会総会(書面開催)
8月	ふくやま夢花火補導 うねめまつり補導 あさか野花火補導	第1回少年センター運営協議会
9月	秋まつり補導	
10月		福島県少年センター連絡協議会補導員研修会(南相馬市) 第2回県南地区高等学校生活指導協議会 郡山市補導員会視察研修
11月		福島県青少年健全育成推進大会(福島市) 郡山市青少年健全育成推進大会
12月	クリスマス補導	
1月	七日堂参り補導	
2月		第3回県南地区高等学校生活指導協議会（書面開催） 第2回少年センター運営協議会
3月		

- その他
- ・郡山駅以外の近隣の駅等での補導を実施する。
 - ・郡山市内の高等学校の年間行事予定の把握に努め、補導活動の参考とする。

(2) 協議事項

「青少年の諸問題について」

---X---

[illegible]

○郡山市少年センター条例

昭和40年5月1日

郡山市条例第117号

改正 昭和42年7月20日郡山市条例第63号

昭和43年9月18日郡山市条例第39号

平成26年12月19日郡山市条例第45号

平成30年12月19日郡山市条例第69号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、少年の非行防止とその健全な育成を図るため、少年センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	郡山市少年センター
位置	郡山市清水台一丁目6番1号

(平26条例45・平30条例69・一部改正)

(事業)

第3条 郡山市少年センター（以下「少年センター」という。）は、関係機関と緊密な連携を保ち、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 街頭補導
- (2) 少年相談
- (3) その他必要な事業

(平30条例69・一部改正)

(運営協議会)

第4条 少年センターの円滑な運営を図るため、郡山市少年センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会の委員は、おおむね10人とし、市長が任命又は委嘱する。

(補導員)

第5条 少年センターに補導員を置き、市長が委嘱する。

(職員)

第6条 少年センターに必要な職員を置く。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、少年センターの管理及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の日の前日までに、従前の郡山市が、郡山市少年センター条例（昭和40年郡山市条例第11号）の規定により任命又は委嘱した運営協議会の委員及び補導員は、この条例の規定にかかわらず、新たに任命又は委嘱されるまでの間在任するものとする。

附 則（昭和42年郡山市条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年郡山市条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年郡山市条例第45号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年郡山市条例第69号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市少年センター条例（昭和40年郡山市条例第117号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第4条第2項の運営協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 福祉関係機関の職員
- (2) 教育関係機関の職員
- (3) 警察司法関係機関の職員
- (4) 学識経験者
- (5) 市の区域内に住所を有する者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平16規則6・一部改正)

(会長及び副会長)

第3条 運営協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 運営協議会の会議は（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし可否同数のときは、会長が決する。

(補導員)

第5条 条例第5条に規定する補導員の定数を150名以内とする。

2 補導員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育団体関係者
- (3) 保護司等団体関係者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 補導員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠補導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平16規則6・一部改正)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に運営協議会の委員に委嘱又は任命されている者の任期については、第2条第2項の規定にかかわらず、昭和53年5月31日までとする。
- 3 この規則施行の際、現に補導員に委嘱されている者の任期については、第5条第3項の規定にかかわらず、昭和54年6月30日までとする。

附 則（平成16年郡山市規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。